

令和5年度 第1回行政評価委員会 会議録

日 時：令和5年7月5日（水）18時25分～19時50分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員、倉澤生雄委員、戸田雅博委員、楠本亜由美委員、西田和眞委員、山邊彰三委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井功・小笠原・向井英・曾我部）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介

伊予市行政評価委員会規則第3条第1項第1号委員〔学識経験者〕

松山大学法学部教授 妹尾克敏

松山大学法学部教授 倉澤生雄

同規則第3条第1項第2号委員〔公募による市民〕

戸田雅博

楠本亜由美

同規則第3条第1項第3号委員〔市長が認めた者〕

税理士 西田和眞

公認会計士 山邊彰三

- 5 議事

(1) 委員長・副委員長選出

(事務局)

本委員会は、伊予市行政評価に関する条例（以下「条例」という。）及び伊予市行政評価委員会規則（以下「規則」という。）に基づき運営する。

行政評価は、条例第1条にあるとおり、市が行う施策及び事務事業に関し、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開し、情報を共有することにより市民参画型の行政を推進することを目的としている。第6条において、行政評価委員会を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し、調査審議いただくこととしている。規則第3条にあるとおり、委員会委員は6人以内とし、市長が委嘱するとある。この規則に則り、先程委嘱したところである。

ここで、規則第4条に基づき、委員長及び副委員長を互選により選出をお願いしたい。

[次のとおり決定]

委員長 妹尾 克敏

副委員長 西田 和真

(2) 説明事項

(委員長)

次第に沿って進める。いくつかあるが、いずれも事務局からの説明事項である。一括して説明願いたい。

(事務局)

①行政評価委員会について

委員会の任務は規則第2条のとおり、行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としている。委員構成は規則第3条にある1号から3号までの者から6人以内とし、委員の任期は2年である。会議は委員の半数以上の出席が必要であり（規則第5条）、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる（規則第7条）。この条項に基づき、評価の精度を上げるために事務事業の担当者に出席を求め、説明及び質疑応答を行っている。

②行政評価制度について

資料「政策体系図」をご覧いただきたい。

市の基本的な方向性を政策とすると、それを構成する大きな目標を施策といい、さらに、施策を構成するのは、一つ一つの事務事業である。行政評価とは、事務事業を評価する事務事業評価、施策を評価する施策評価がある。業務改善や成果・効率性を重視していく内部管理、将来ビジョンの明確化や住民に対する説明責任などの外部説明に有効なツールとして様々な活用ができるものである。

③事務事業評価の流れについて

資料「事務事業評価の流れ」をご覧いただきたい。

市では、予算を伴う全事務事業を対象に行政評価を行っている。評価手順としては、所管課において担当者による自己判定を経て、所属長による一次判定が行われる。

一次判定終了後、所管部長等による二次判定が行われ、事務事業の一定の方向性が判断される。二次判定において、廃止や縮小、特に重要な事業と判断されたものは、外部の視点から意見を求めるということで、行政評価委員会において意

見を伺うこととなっている。また、自己判定や一次判定の結果、低評価であった事業に関しても同様に意見を伺うこととなっている。

行政評価委員会で頂いた意見は、答申という形で市長へ示され、その内容を踏まえて、経営者会議において事務事業の最終方向性を決定する。その結果を議会へ報告し、ホームページにより市民へ公開している。

資料「事務事業評価の年間スケジュール」をご覧いただきたい。スケジュールを昨年度の流れに置き換えて説明する。

令和4年度には令和3年度の事務事業について外部評価を行った。上の段をご覧いただきたい。7月から10月にかけて、22の事務事業について行政評価委員会において御審議いただいた。この結果に基づき、経営者会議による最終判断を行い、11月中旬に市議会全員協議会において議会報告を行った。その内容は「令和3年度事務事業における行政評価結果報告書」のとおりである。また、委員会で頂いた意見は「令和4年度外部評価結果」にまとめている。

年間スケジュールの下段をご覧いただきたい。令和4年度事務事業については、4月に担当責任者等を確定。その後、事務事業評価シート（以下「評価シート」という。）の基本情報の入力を進め、10月に中間評価を行っている。年度末から各所属での判定を進め、現時点では全ての事務事業について二次判定まで完了している段階である。

これらの事務事業から、昨年度の行政評価委員会において選定した事務事業、二次判定者の判断で外部評価に諮ることが望ましいとされた事務事業、低評価の事務事業について、本年の行政評価委員会において審議いただく予定である。

④行政評価の手法について

資料「令和4年度外部評価結果」から、昨年度の評価結果の一例を挙げて説明する。1ページには「職員研修事業」があり、右上の担当部局として総務課とある。委員会時に担当である総務課の職員が直接説明を行うこととなっている。担当者からは、総合計画の位置付け、事業の対象や内容、事業概要等について説明があり、事業の目的やその成果について、事業進捗の物差しである活動指標や成果指標を用いて説明がある。

その後、自己判定あるいは一次判定における妥当性・有効性・効率性、さらに担当者や所属長、二次判定者による事業推進に当たる課題認識などの説明があり、最後に年間にかかった直接事業費とその内訳、人件費等について説明を行う。

評価シートの記述や担当者からの説明を聞き、委員が疑問に思われたこと、不明に思われたことなどは、その場で担当者へ質問することが可能であり、その上

で、委員それぞれの視点で意見を頂くという手法を取っている。その発言が正しいとか間違っているということはない。それぞれの委員が思ったことを率直に発言いただければよい。各委員から頂いた意見を事務局で集約し、要約したものが外部評価となる。市は様々な意見を踏まえ、市としてどういう方向性で進めるかを経営者会議で諮る手法となっている。

⑤令和4年度事務事業評価取組状況及び⑥市民意見公募について

現在の実施状況について説明する。令和4年度事務事業数は、568事業であり、そのうち評価対象事務事業は304事業、定型的な事業等で評価の対象とならない事務事業が264事業である。現在、全評価対象事業が二次判定まで完了している。また、外部評価の対象事務事業は19事業、事業廃止と判断した事業のうち、本委員会で諮らない事業（案）が14事業である。

続いて、市民意見公募について説明する。広報いよし7月号において、意見公募の記事掲載を行い、周知している。一次判定までの結果を市のホームページに掲載、また閲覧場所に冊子を設置し、意見公募期間は7月24日（月）までとしている。意見の提出があった場合は、委員会内で情報連携する予定である。

（3）協議事項

（委員長）

議事の（3）協議事項に進む。①既に事業が廃止、又は廃止が決定している事業について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

①既に事業が廃止、又は廃止が決定している事業について

右上に別冊とある資料をご覧いただきたい。事業完了に伴う廃止や他事業への移行による廃止など、既に事業廃止が決定された事業については、意見を参考に改善や事業推進を図ることができないため、評価シートの報告をもって審議に代えさせていただく。

○ 既に廃止、又は廃止が決定している事業の報告

No. 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（福祉課）

住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、1世帯当たり10万円を支給する国の事業であり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業（福祉課）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への

影響が大きい住民税非課税世帯等を支援するため、1世帯当たり5万円を支給する事業であり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 3 (国保)共同事業拠出金(市民課)

退職被保険者適用のため、国民健康保険団体連合会宛に送付される年金受給者一覧表(退職者適正化該当者特定リスト)に係る費用を支出する事業であったが、退職者医療制度廃止に伴う経過措置期間の終了により、事業廃止が決定している。

ただ、遡及適用を含めた確認作業が必要であるため、対象者が抽出された場合は、年金受給者一覧表が提供される予定であり、その場合は費用負担のため事業が復活する予定である。

No. 4 【保健】社会福祉施設等価格高騰重点支援事業(健康増進課)

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、市内の医療関係施設に対し、国の交付金を活用して支援金を交付する事業であり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 5 放課後子ども教室運営事業(子育て支援課)

令和4年度の行政評価委員会で審議した事業である。参加児童の減少もあり、経営者会議において、類似の他事業に事業内容を引き継ぐ方向性が示されたため、事業の廃止が決定している。

No. 6 子育て世帯臨時特別給付金特例給付等支給事業(子育て支援課)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給する事業であり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 7 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(子育て支援課)

令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別支援事業費補助金の返還金に係る事業であり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 8 保育環境改善(感染症対策)事業(子育て支援課)

国の交付金を活用し、児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症を予防するために購入した消耗品や備品の経費を補助するものであり、国の事業完了に伴い、廃止が決定している。

No. 9 新型コロナウイルス対策関連商工振興事業(商工観光課)

No. 10 感染症対策(原油・物価高騰)商工振興事業(商工観光課)

国の交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症及び原油・物価高騰により打撃を受けた市内事業者を支援するための事業であり、国の単年度の交付金を活用した事業であるため、廃止が決定している。

No. 11 新型コロナウイルス対策関連観光事業（商工観光課）

国の交付金を活用し、ウィズコロナ・アフターコロナにおける伊予市観光を提案し、誘客を図るため、地域商社の立ち上げに係る伴走支援やクロスメディアによる自転車活用推進啓発等を実施。国の単年度の交付金を活用した事業であるため、廃止が決定している。

No. 12 新型コロナウイルス対策関連施設改善事業（商工観光課）

国の交付金を活用し、ウィズコロナ・アフターコロナにおける都市との交流拠点施設として、中山交流促進センターの設備改善を実施し、多面的展開かつ経済の活性化に寄与する取組を実施。国の単年度の交付金を活用した事業であるため、廃止が決定している。

No. 13 節水等推進事業（環境政策課）

令和4年度の行政評価委員会で審議した事業である。毎年の申請件数が少なく、市単独事業であったこともあり、経営者会議において、国庫補助を活用できる再生可能エネルギーの普及促進事業への方向転換が示されたため、事業の廃止が決定している。

No. 14 唐川コミュニティセンター運営事業（社会教育課）

令和2年度・3年度の行政評価委員会で審議した事業である。地元との協議が整い、令和4年度から施設解体の手続きに着手することが決まっており、事業の廃止が決定している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係る交付金を活用した単年度の事業が多数あり、事業完了に伴う廃止が多い状況である。

（委員長）

事務局から説明に対し、何か質問や不明な点、意見等はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、協議事項の②今後の委員会日程等について、事務局から説明願いたい。

②今後の委員会日程等について

「外部評価に付された事務事業一覧表」について確認いただきたい。今年度対象となる事業は、二次判定者が外部評価に付した事業、昨年度各委員により選定された事業、又は一次判定あるいは二次判定において評価の低い事業で合計19事務事業である。

なお、第2回に記載の3～5の事業は、二次判定で廃止と判断し、外部評価に諮るとされたものであるが、これまでの外部評価において担当課から廃止方針を示されている事業であるため、担当課からの説明は省略し、事務局からの報告のみとさせていただきます。

また、前期の行政評価委員会において、事務事業評価の見直しを進めており、令和5年度の事務事業評価から、これまでの手法を変更するように検討を進めている。予定では、第5回と第6回が3事業の外部評価になっているため、新しい評価シート等について御意見を頂く時間を設けたく考えている。

会議は1回につき2時間から3時間の予定で開催し、次回から5回の外部評価を実施し、10月初めには完了、10月中旬には外部評価の意見を確定する予定である。

なお、行政評価委員会と並行して、経営者会議を9月又は10月から順次開催し、この行政評価委員会において審議された事業について、11月上旬に最終判断を行い、議会への報告を行うこととしている。

(委員長)

本年度の対象事業及び開催日程を確認いただきたい。何か意見・質問等がある方はいるか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その取扱いをしていただきたい。次回は2週間後の7月19日、第3回は更に2週間後の8月2日となる。いずれも18時30分からということである。予定を入れておいていただきたい。

(4) その他

(事務局)

会議の公開及び会議録の公表について説明する。

伊予市自治基本条例第22条に審議会の会議及び会議録は原則公開しなければならないと規定されている。次回からの委員会開催は、ホームページで案内を行い、委員会を傍聴したいという方がいた場合は許可させていただければと考えている。

また、今回も含め、委員会の会議録は公開とさせていただきます。公開に当たっては、委員の氏名のほか、個人が特定されるような表現は行わない形で作成している。委員の皆さんに確認いただいた上で、ホームページに掲載するという形式を取っており、本年度もその形で進めていきたい。

続いて、今後の配布資料について説明する。

評価に必要な資料の配布については、原則として、委員会開催時に次の委員会の資料を配布させていただく。配布する資料は、評価シートと補助シート、関連資料である。

(委員長)

委員会の傍聴は、複数の市議会議員が毎回来ていた。会議録は、個人が特定される表現は行わないが、委員長の発言は「委員長」と表現し、ほかの委員の発言は「委員」ということで作成している。

委員会の傍聴及び会議録の公表については、よろしいだろうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その取扱いでお願いしたい。その他、委員から何かないだろうか。

(委員)

事前配布の資料を確認し気になった点があった。昨年度の事務事業評価であり、どうこう言うわけではないが、次回からの外部評価においても同様の点をお聞きすることになると思われるため、ここで話をさせていただきたい。これまでの委員会で議論されたものも含まれていると考えられるが、今年度から委員になったため、御容赦いただきたい。

- 当初想定していた予算の数分の1しか執行されていない事業について、有効性がA判定になっているのは、なぜだろうか。評価が甘いように感じる。
- 前年度実績を超えていないにも関わらず有効性がS判定となっている。実績と判定に矛盾が生じているではないか。
- 妥当性がCと判定されている事業をそもそも継続する必要があるのだろうか。
- 事業の目的と設定された成果指標に矛盾があるように思う。両者はリンクしているべきであり、事業の成果を測ることができない指標が設定されているものが見受けられる。
- 事業の内容に書かれていないものが、活動指標に設定されている。両者はリンクしているべきである。事業内容の記載を精査すべきである。
- 全体的に、活動指標（アウトプット）と成果指標（アウトカム）が整理できていないのではないか。
- 妥当性・有効性・効率性の判定基準がばらばらな印象がある。担当者と担当課長では捉え方が違うのは理解できるが、担当者・担当部署によって差があり過ぎるのは問題である。判定に対する考え方の徹底が必要である。

(事務局)

個別の事業に頂いた御意見は、責任をもって所管課に届け、今後の事務事業評価につなげるようにしたい。

妥当性・有効性・効率性の考え方について。課内における考え方、そして部署間での考え方を改めて見つめ直し、全体がより近い基準で判定できるよう、職員研修の開催や周知等を行いたい。

頂いた御意見は、これまでの行政評価の中でも課題として挙がっていた。例えば、事業の名称と中身が一致していない。事業の目的と成果指標が一致しない。事業の内容と活動指標が一致していない。これらの点については、所管課において改善できるよう、正しい考え方を根付かせていこうという段階である。

それらの考え方を整理するためにも、評価シートの変更を考えており、前期からの取組として、ロジックモデルの考え方を行政評価の中で生かしていこうとしている。事業の目的と内容を論理的な思考の流れの中で捉え、進捗を管理する物差しとして、正しい成果指標と活動指標を設定できるようにしたい。

取組は始まったばかりであり、まだまだ十分でない評価シートも多々ある。ぜひ担当課に対して、そういう点も委員の皆さんから御指摘いただければ、事務事業評価が更にブラッシュアップされると考えている。引き続き忌憚のない御意見を頂きたい。

(委員長)

本日は以上で議事を終了する。協力に感謝申し上げます。